

事務局規程

[目 的]

第 1 条 経理規程に定めるもののほか、事務局に関する事項はこの規程の定めるところによる。

[構 成]

第 2 条 事務局は専務理事統括のもと、管理職職員及び若干名の職員を置き、本会の諸事業及びその他会計事務、庶務一般等の必要な運営業務を行う。

[管 理]

第 3 条 職員は、就業規則に定められた職場規律を保ち、本会の業務の遂行に努めなければならない。

第 4 条 文書及び公印の取扱いについては、文書取扱規則、公印取扱規程による。

[人事・労務]

第 5 条 職員の採用、配置、身分、給与及びその他、人事・労務に関する事項は正副会長会議において定める。

[規程外の措置]

第 6 条 この規程以外の事務局に関する事項については、定款・規約等によるほか、正副会長会議において定めるところによる。

[附 則]

- 1 . この規程の改廃は、理事会において行う。
- 2 . この規程は、平成 1 7 年 6 月 1 7 日から施行する。
- 3 . この規程は、平成 1 7 年 7 月 1 3 日一部改定実施する。(第 1 条)
- 4 . この規程は、平成 2 4 年 9 月 1 9 日一部改定し、一般社団法人東京都個人タクシー協会の設立の登記の日(平成 2 6 年 5 月 1 日)から実施する。